

# 信州健康ゼロエネ住宅助成金交付要綱

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1 この要綱は、高い断熱性能を有し、地域の資源を活かした信州健康ゼロエネ住宅の普及を促進することにより、住宅分野の2050ゼロカーボンを実現するとともに、県民の健康増進、県産木材の利用拡大、豊かな住環境の維持向上を図るため、木造住宅の新築及び既存住宅のリフォーム工事に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 県内において新築又はリフォーム工事を実施する住宅（賃貸住宅（空き家バンクに登録済みの賃貸用戸建て住宅は除く）、給与住宅を除く。）
- (2) 住宅取得者 本助成金の助成対象住宅を取得し、かつ自ら居住する者
- (3) 住宅所有者 本助成金の助成対象住宅を所有し、かつ自ら居住する者
- (4) 外皮平均熱貫流率 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「省エネ基準省令」という。）第1条第1項第2号イ（1）に規定する外皮平均熱貫流率をいう。
- (5) 設計一次エネルギー消費量 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「第二章 第二節 6.4 6.4.1」及び「第二章 第二節 6.6 6.6.1」に規定する設計一次エネルギー消費量をいう。
- (6) 基準一次エネルギー消費量 国立研究開発法人建築研究所が公表する「平成28年省エネルギー基準に準拠したエネルギー消費性能の評価に関する技術情報（住宅）」の「第二章 第三節 6.4 6.4.1」及び「第二章 第三節 6.6 6.6.1」に規定する基準一次エネルギー消費量をいう。
- (7) 最低基準 省エネ基準省令に適合し、かつ、外皮平均熱貫流率及び設計一次エネルギー消費量について、最低基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (8) 推奨基準 最低基準を強化するものとして、推奨基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (9) 先導基準 推奨基準を強化するものとして、先導基準の適合に必要なものとして知事が別に定める基準をいう。
- (10) 県産木材 信州木材認証製品センターが定める信州木材製品認証基準に基づき認証を受けた木材及び知事が別に定める木材をいう。

- (11) 再生可能エネルギー設備等 化石燃料等（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品をいう。）以外のエネルギーを利用する設備のうち、知事が別に定める設備をいう。
- (12) 伝統技能 信州の景観に配慮し、住宅の長寿命化及び健康で快適な暮らしの実現に資する材料・施工方法のうち、知事が別に定める伝統技能をいう。
- (13) リフォーム工事 増築（既存の住宅部分の存しない箇所に住宅部分の床面積を増加する工事をいう。）、改築（既存の住宅部分の一部を取り壊し、当該住宅部分が存した箇所に住宅部分を改めて建築する工事をいう。）、修繕、模様替えその他の住宅の機能を回復又は向上させる工事をいう。
- (14) 中間時現場工程 屋根工事、断熱工事及び気密工事が概ね完了した時点をいう。
- (15) 空き家バンク 空き家の賃貸等を希望する所有者から提供された情報を集約し、活用希望者に紹介する制度で、全国版又は地方公共団体が運営するもの。

## 第2章 新築タイプ

（助成対象者）

第3 助成金の交付の対象となる者は、以下のいずれかに該当する県内に主たる事務所を置く者とする。

- (1) 住宅を県内において新築し、住宅取得者と工事請負契約を締結する者
- (2) 住宅を県内において新築する者と工事請負契約を締結し、住宅取得者と売買契約を締結する者
- (3) 住宅を県内において新築し、住宅取得者と売買契約を締結する者

（助成対象住宅）

第4 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が当該住宅の床面積の合計の2分の1未満のものを含む。）
- (2) 別表第1に掲げる基本項目のすべてに適合する住宅

（助成金の額）

第5 助成金の基本額及び助成金額の上限は、下表1のとおりとする。この場合において助成金の上限は、助成対象住宅が別表第1に掲げる選択項目に該当する項目に応じて、同表に掲げる額を加算したものの上限とする。なお、基本項目の基準9のただし書きに該当する場合、基本額及び助成金額の上限は下表2のとおりとする。

（下表1）

区分	基本額	助成金額の上限
最低基準	300,000円	1,000,000円
推奨基準	1,100,000円	1,800,000円

先導基準	1, 300, 000 円	2, 000, 000 円
------	---------------	---------------

(下表 2)

区分	基本額	助成金額の上限
最低基準	200, 000 円	600, 000 円
推奨基準	1, 000, 000 円	1, 400, 000 円
先導基準	1, 200, 000 円	1, 600, 000 円

(交付の申請)

第 6 規則第 3 条に規定する申請書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付申請書（以下、第 2 章において「交付申請書」という。）（様式第 1 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、別表第 2 のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、下表に掲げる区分に従い定めるものとし、かつ、中間時現場工程の 14 日前までとする。

区分	申請期限
交付申請日の属する年度の 3 月 25 日までに事業が完了するもの	交付申請日の属する年度の 4 月 15 日から 2 月 15 日まで
交付申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 25 日までに事業が完了するもの	交付申請日の属する年度の 11 月 1 日から 3 月 15 日まで

(交付の決定)

第 7 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現場審査により助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第 8 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 第 3 (1)を適用する場合、第 12 に基づく額の確定後 1 年以内に住宅取得者が居住を開始すること。

(2) 第 3 (1)を適用する場合、助成対象者が住宅取得者と締結する工事請負契約において、工事見積書及び請負代金内訳書に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受けている旨を明記した上で、交付を受ける助成金の全額を充当すること。

(3) 第 3 (2)又は(3)を適用する場合、第 12 に基づく額の確定後 1 年以内に、助成対象者は住宅取得者と売買契約を締結し、かつ住宅取得者が居住を開始すること。ただし、第 12 に基づく額の確定前に住宅取得者と売買契約を締結する場合、額の確定後 1 年以内に住宅取得者が居住を開始すること。

(4) 第 3 (2)又は(3)を適用する場合、助成対象者が住宅取得者と締結する売買契約において、契約書の特約事項に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受けている旨を明記した上で、交付を受ける助成金の全額を充当すること。

(5) 助成対象住宅に国、県及び市町村が実施する他の補助金等（知事が別に定める

補助金等を除く。)を受けていないこと。

(6) 工事内容等に変更が生じ助成金の額が変更となるときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。

(7) 事業完了予定日の属する年度の3月25日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。

(8) 助成事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。

2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

(変更承認の申請)

第9 第8第1項第6号の規定による変更承認の申請は、信州健康ゼロエネ住宅助成金変更承認申請書(様式第2号)に関係書類を添えて行うものとする。

2 前項に規定する関係書類は、第6第2項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

(取下げの申出)

第10 第8第1項第7号の規定による取下げの申出は、信州健康ゼロエネ住宅助成金取下申出書(様式第3号)により行うものとする。

(実績報告)

第11 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金実績報告書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第12条第1項前段に規定する関係書類は、別表第3のとおりとする。

3 規則第12条第1項後段の規定による実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金年度終了実績報告書(様式第6号)によるものとする。

4 規則第12条第1項に規定する補助事業が完了したときとは、助成対象住宅が建築基準法第7条第1項に基づく完了検査に合格した日又は建物の表題登記を完了した日をいう。

5 第1項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の3月25日までとする。

(額の確定)

第12 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現場審査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第13 助成対象者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付請求書(様式第7号)を知事に提出するものとする。

(居住確認報告書)

第 14 助成対象者は、第 12 に基づく額の確定後 1 年以内に、信州健康ゼロエネ住宅助成金居住確認報告書（様式第 8 号）知事に提出するものとする。

2 提出に必要な添付書類は、別表第 4 のとおりとする。

### 第 3 章 リフォームタイプ

(助成対象者)

第 15 助成金の交付の対象となる者は、以下のいずれかに該当する県内に主たる事務所を置く者とする。

- (1) 住宅所有者と工事請負契約を締結する者
- (2) 県内に主たる事務所を置く者と工事請負契約を締結し、住宅取得者と売買契約を締結する者（第 17(1)を適用する場合を除く。）
- (3) 住宅のリフォーム工事を自ら実施し、住宅取得者と売買契約を締結する者（第 17(1)を適用する場合を除く。）

(助成対象住宅)

第 16 助成金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 県内に所在する住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、店舗等の用途に供する部分の床面積の合計が当該住宅の床面積の合計の 2 分の 1 未満のものを含む。）
- (2) リフォーム工事にあたって、再生可能エネルギー設備等の導入について、検討を行ったものであること。

(助成対象工事)

第 17 助成金の交付の対象となる工事は、別表第 5 に掲げるリフォーム工事とし、次の各号いずれかに該当するものを必須とする。

- (1) 健康省エネリフォーム 次のア又はイのいずれかに該当するもの。
  - ア 以下に掲げる室のいずれかにおいて、外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を用いる。以下同じ。）に接する壁、床、天井又は屋根の見付面積 10 平方メートル以上の部分の断熱性能を向上させ、かつ、外気等に接するすべての建具（断熱性能が確保されているものを除く。）の断熱性能を向上させるもの。
    - (イ) 浴室及び脱衣室
    - (イ) 寝室（居住する者のいずれかが日常的に就寝の用に供する室を用いる。）
  - イ 住宅部分全体の外気等に接する床、天井又は屋根の断熱性能を向上させるもの。
- (2) ZEH 化リフォーム  
寝室、脱衣室、浴室、トイレ及びキッチンを含む住宅部分の外皮平均熱貫流率及

び設計一次エネルギー消費量を最低基準以上に適合させるもの。

(助成金の額)

第 18 助成金の額は、リフォーム工事に要する費用の 5 分の 1 の額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、別表第 5 に掲げる額を合計した額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を限度とし、かつ、助成金の上限は下表のとおりとする。

区分		助成金額の上限
健康省エネリフォーム		500,000 円
ZEH 化リフォーム	最低基準	1,000,000 円
	推奨基準	1,200,000 円
	先導基準	1,400,000 円

(交付の申請)

第 19 規則第 3 条に規定する申請書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付申請書（以下、第 3 章において「交付申請書」という。）（様式第 9 号）によるものとする。

2 規則第 3 条に規定する関係書類は、別表第 6 のとおりとする。

3 交付申請書の提出時期は、下表に掲げる区分に従い定めるものとし、かつ、工事着手日の 14 日前とする。

区分	申請期限
交付申請日の属する年度の 3 月 25 日までに事業が完了するもの	交付申請日の属する年度の 4 月 15 日から 2 月 15 日まで
交付申請日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日から 3 月 25 日までに事業が完了するもの	交付申請日の属する年度の 12 月 1 日から 3 月 15 日まで

(交付の決定)

第 20 知事は、助成金の交付の申請があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現場審査により助成金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定をする。

(助成金交付の条件)

第 21 次の各号に掲げる事項は、助成金の交付の条件とする。

(1) 第 15(1)を適用する場合、第 25 に基づく額の確定後 1 年以内に住宅所有者（空き家バンクに登録済みの賃貸用戸建て住宅の場合は賃借人）が居住を開始すること。

(2) 第 15(1)を適用する場合、助成対象者が住宅所有者と締結する工事請負契約において、工事見積書及び請負代金内訳書に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受けている旨を明記した上で、交付を受ける助成金の全額を充当すること。

- (3) 第 15(2)又は(3)を適用する場合、第 25 に基づく額の確定後 1 年以内に、助成対象者は住宅取得者と売買契約を締結し、かつ住宅取得者が居住を開始すること。
  - (4) 第 15(2)又は(3)を適用する場合、助成対象者が住宅取得者と締結する売買契約において、契約書の特約事項に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受けている旨を明記した上で、交付を受ける助成金の全額を充当すること。
  - (5) 助成対象住宅が国、県及び市町村が実施する他の補助金等（知事が別に定める補助金等を除く。）を受けていないこと。
  - (6) 工事内容等に変更が生じ助成金の額が変更となる場合は、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
  - (7) 事業完了予定日の属する年度の 3 月 25 日までに事業が完了しないことが明らかになったときは、速やかに知事に取下げの申出をすること。
  - (8) 助成事業の遂行状況について知事から報告を求められたときは、速やかに報告をすること。
- 2 知事は、前項に掲げるもののほか、助成金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することがある。

（変更の承認申請）

第 22 第 21 第 1 項第 6 号の規定による変更承認の申請は、信州健康ゼロエネ住宅助成金変更承認申請書（様式第 10 号）に関係書類を添えて行うものとする。

- 2 前項に規定する関係書類は、第 19 第 2 項に定める交付の申請の関係書類のうち、変更に係る書類とする。

（取下げの申出）

第 23 第 21 第 1 項第 7 号の規定による取下げの申出は、信州健康ゼロエネ住宅助成金取下申出書（様式第 3 号）により行うものとする。

（実績報告）

第 24 規則第 12 条第 1 項前段に規定する実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金実績報告書（様式第 11 号）によるものとする。

- 2 規則第 12 条第 1 項前段に規定する関係書類は、別表第 7 のとおりとする。
- 3 規則第 12 条第 1 項後段の規定による実績報告書は、信州健康ゼロエネ住宅助成金年度終了実績報告書（様式第 6 号）によるものとする。
- 4 規則第 12 条第 1 項に規定する補助事業が完了したときとは、第 15(1)の場合は工事代金支払日、第 15(2)及び(3)の場合は、助成対象工事の完了日をいう。
- 5 第 1 項の規定による実績報告書の提出時期は、事業完了日の属する年度の 3 月 25 日までとする。

（額の確定）

第 25 知事は、実績報告があったときは、書類審査及び必要に応じて実施する現場審

査により、交付すべき助成金の額を確定する。

(助成金の交付請求)

第 26 助成対象者が助成金の交付を請求しようとするときは、助成金の額の確定後、信州健康ゼロエネ住宅助成金交付請求書(様式第 7 号)を知事に提出するものとする。

(居住確認報告書)

第 27 助成対象者は、第 25 に基づく額の確定後 1 年以内に、信州健康ゼロエネ住宅助成金居住確認報告書(様式第 8 号)を知事に提出するものとする。

2 提出に必要な添付書類は、別表第 4 のとおりとする。

#### 第 4 章 助成金の返還等

(助成金の交付決定の取り消し及び返還)

第 28 知事は、助成対象者が規則第 15 条第 1 項の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は第 1 項の規定により助成金の交付を取消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(事業者の公表)

第 29 知事は、助成金の交付決定又は額の確定を受けた助成対象者が、正当な事由なく第 28 の規定に基づく助成金の交付決定の取り消し又は助成金の返還を求めたときは、当該助成対象者及びその内容を公表することができる。

#### 第 5 章 雑則

(書類の提出)

第 30 規則及びこの要綱により知事に提出する書類の提出部数は正副 2 部とする。

(補則)

第 31 信州健康ゼロエネ住宅助成金の交付申請書、変更承認申請書、実績報告書及び居住確認報告書等の内容の審査については、建設部建築住宅課で指定した業者等に委託できるものとする。

第 32 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則



- 1 この要綱は、令和4年4月15日から適用する。
- 2 第5第3項第1号及び第18第3項第1号の規定の適用については、令和4年度に限り、「4月15日」とあるのは、「5月16日」とする。
- 3 第32第6、第8、第11、第19、第21、第24において、「3月25日」とあるのは、その日が休日に当たるときは、「3月25日の前（々）日まで」とする。
- 4 この要綱は、令和5年4月1日から適用する。
- 5 この要綱は、令和5年5月18日から適用する。
- 6 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。
- 7 この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

(別表第1)(第4、第5関係)

	基 準	加算できる額
基本 項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一戸建ての木造住宅（非木造部分の床面積の合計が延べ面積の1/2未満の住宅を含む。）であること。</li> <li>2 住宅の用途に供する部分の床面積の合計が75平方メートル以上280平方メートル以下であること。</li> <li>3 県内に主たる事務所を置く者が工事を請け負ったものであること。</li> <li>4 一般向けの住宅見学会を実施したものであること。</li> <li>5 住宅の用途に供する部分が最低基準、推奨基準又は先導基準に適合していること。</li> <li>6 建築用材として県産木材を3立方メートル以上又は仕上げ材として30平方メートル以上使用していること。</li> <li>7 建築基準法施行令第46条第4項に適合していること。</li> </ol> <p>この場合において、令和6年国土交通省告示第447号第1条の規定による改正後の昭和56年建設省告示第1100号第3第1項第1号及び第2号に掲げる数値に1.25を乗じて得た数値及び第4第1項第1号に掲げる数値に1.25を乗じて得た数値とすること。</p> <p>ただし、令和6年国土交通省告示第447号第4条の規定による経過措置（以下、「経過措置」という。）を適用する場合は、改正前の建築基準法施行令第46条第4項に適合していること。</p> <p>この場合において、同項中「次の表二に掲げる数値（略）を乗じて得た数値」とあるのは、「次の表二に掲げる数値（略）に更に1.25を乗じて得た数値」と、「次の表三に掲げる数値を乗じて得た数値」とあるのは「次の表三に掲げる数値に更に1.25を乗じて得た数値」とする。</p>	

	<p>また、経過措置を適用する場合は、平成12年建設省告示第1352号中、「必要壁量」とあるのは、「必要壁量に1.25を乗じて得た数値」とする。</p> <p>なお、上記によらない場合、住宅の品質確保の促進等に関する法律第3条第1項による日本住宅性能表示基準別表1に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）等級2以上を取得しているもの又は長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定を受けているものとする。</p> <p>8 建築基準法第39条第1項の規定により指定された災害危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域内に建築しないこと。</p> <p>9 再生可能エネルギー設備等（要領第4(1)から(4)のいずれかに該当するものに限る。）を設置していること。（ただし、知事が別に定める地域条件等により設置が難しい場合を除く。）</p>		
選択項目	①	<p>建築用材として、県産木材を延べ面積1平方メートルあたり以下のいずれかの量を使用していること。</p> <p>0.12立方メートル以上0.16立方メートル未満</p> <p>0.16立方メートル以上</p>	<p>100,000円</p> <p>200,000円</p>
	②	<p>伝統技能のうち、いずれか2つ以上を活用していること。</p>	100,000円
	③	<p>太陽熱利用給湯システムを導入していること。（要領第4(5)に該当するものに限る。）</p>	100,000円
	④	<p>蓄電池を設置していること。（要領第4(6)に該当するものに限る。）</p>	100,000円
	⑤	<p>V2H充放電システムを導入していること。（要領第4(7)に該当するものに限る。）</p>	150,000円
	⑥	<p>地中熱ヒートポンプシステムを導入していること。（要領第4(8)に該当するものに限る。）</p>	100,000円
	⑦	<p>知事が別に定めるゼロエネルギーを達成していること。</p>	200,000円
	⑧	<p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定を受けていること。</p>	100,000円

(別表第2)(第6関係)

<p>交付の申請の関係書類</p>
<p>工事請負契約書及び工事見積書又は工事内訳書の写し（第3(3)を適用する場合を除く。なお、第3(1)を適用する場合、それぞれに信州健康ゼロエネ住宅助成金</p>

に基づく助成を受け、助成金の全額を充当する旨を明記しているもの。）
助成対象者及び工事施工者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証、適格請求書発行事業者の登録通知書、確定申告書又は法人の登記事項証明書等）の写し
設計図書 （付近見取図、配置図、仕様書、仕上表、各階平面図及び二面以上の立面図のほか、各基準に適合していることを示す断面図、詳細図、機器表等を基本とする。）
基本項目7に適合していることを示す書類（図面、計算書等。ただし、住宅性能評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写し、又は長期優良住宅認定通知書の写し及び認定を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。）
各基準（最低基準、推奨基準、先導基準、ゼロエネルギーの達成）に適合していることを示す計算書 （外皮性能計算書及び一次エネルギー計算書（国立研究開発法人 建築研究所が公開する住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム等を使って算出した年間の一次エネルギー消費量の計算結果票の写しを基本とする）。ただし、BELS等、第三者認証を受けた評価書の写し及び評価を受けた際の申請図書の写しを添付する場合は省略することができる。）
長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条に基づく認定通知書の写し（選択項目⑧を適用する場合に限る。）

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

（別表第3）（第11関係）

実績報告の関係書類	
住宅取得者との売買契約書の写し又は案（第3(2)又は(3)を適用する場合に限る。特約事項に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受け、助成金の全額を充当する旨を明記しているもの。）	
信州健康ゼロエネ住宅助成金住宅見学会実施結果報告書（様式第5号）	
建築基準法第7条第5項に基づく検査済証又は不動産登記事項証明書の写し	
工事監理報告書の写し	
納品書等	断熱材・開口部の施工状況がわかる書類（出荷証明書、納品書等）
	信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し
	伝統技能の活用状況がわかる書類（出荷証明書、納品書、注文書請書等） （選択項目②を適用する場合に限る。）
	導入した設備機器の納品書等の写し
写真等	完成した住宅の写真（外観及び内観とする。）
	中間時現場工程時の写真 （申請日が中間時現場工程の14日前であることがわかる日付入りもの）

	断熱工事の施工写真（断熱材の種類及び断熱材の厚みがわかるもの）
	耐力壁の施工写真（耐力壁の配置、金物等の施工状況等がわかるもの） 又は住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書の写し
	伝統技能の活用状況がわかる写真（選択項目②を適用する場合に限る。）
	導入した設備機器の設置状況がわかる写真
その他	施工者（対象工事を行った者）から助成対象者あてに発行された施工証明書 （納品書や写真等で施工状況等が報告できない場合）（任意様式）

（備考） 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

（別表第4）（第14、第27関係）

居住確認報告書の関係書類	
	住民票の写し（発行後3か月以内のものとし、住宅取得者又は住宅所有者が助成対象住宅に居住していることが確認できるものに限る。）
	住宅取得者との売買契約書の写し（第3(2)、(3)、第15(2)又は(3)を適用する場合で、第11又は第24に基づく実績報告時に添付図書として契約書の案を提出している場合に限る。特約事項に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受け、助成金の全額を充当するを明記しているもの。）
	居住用建物賃貸借契約書の写し（空き家バンク登録の賃貸用戸建て住宅を対象住宅とする場合に限る。）

（別表第5）（第17、第18関係）

区分	対象工事	助成金額		
①	外気等に接する壁、床、天井又は屋根の断熱性能を向上させる工事	対象見付面積に1平方メートル当たり3,000円を乗じて得た額 ただし、第17(2)を適用し、推奨基準又は先導基準となる場合は、対象見付面積に1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額		
②	外気等に接する建具の断熱性能を向上させる工事	下表(ア)の区分（面積*）に基づき、それぞれ(イ)欄の額を乗じて得た額の合計		
		(ア)建具の区分（面積）	(イ)一か所あたりの助成額	
		窓	2.8㎡以上	31,000円
			1.6㎡以上 2.8㎡未満	24,000円
			0.2㎡以上 1.6㎡未満	20,000円
ドア	開戸：1.8㎡以上 引戸：3.0㎡以上	45,000円		

		開戸：1.0㎡以上 1.8㎡未満 引戸：1.0㎡以上 3.0㎡未満	40,000円
※建具のサッシ枠又は戸枠の枠外寸法から算出するものとする。			
③		床の段差を解消する工事	対象箇所数に1箇所当たり2,000円を乗じて得た額
④		出入口の幅を拡張する工事	対象箇所数に1箇所当たり10,000円を乗じて得た額
⑤		和式便器を洋式便器に取り替える工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
⑥		便所又は浴室を拡大し十分な面積を確保する工事	対象箇所数に1箇所当たり50,000円を乗じて得た額
⑦	ア	県産木材（仕上げ用板材又は合板）を使用する工事	県産木材使用量に1平方メートル当たり2,000円を乗じて得た額
	イ	県産木材（仕上げ用板材又は合板以外の材）を使用する工事	県産木材使用量に1立方メートル当たり5,000円を乗じて得た額
⑧		再生可能エネルギー設備等（知事が別に定めるもののうち、要領第4(2)から(5)に該当する設備に限る。）を導入する工事	100,000円
⑨		伝統技能のうち、いずれか2つを活用する工事	100,000円

(別表第6)(第19関係)

交付の申請の関係書類	
付近見取図及び工事内容が確認できる図面、仕様書、計算書等	
工事見積書又は工事内訳書の写し（第15(1)を適用する場合、信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受け、助成金の全額を充当する旨を明記しているもの。）	
助成対象者及び工事施工者が県内に主たる事務所を置く者であることがわかる書類（建設業許可証、宅地建物取引業者免許証、適格請求書発行事業者の登録通知書、確定申告書又は法人の登記事項証明書等）の写し	
工事箇所ごとの工事着手前の写真 （申請日が工事着手日の14日前であることがわかる日付入りもの）	
空き家バンク登録済みの賃貸用戸建て住宅であることを証明する書類（ホームページの写し等） （空き家バンク登録済みの賃貸用戸建て住宅を対象住宅とする場合に限る。）	

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。

(別表第7)(第24関係)

実績報告の関係書類	
	工事請負契約書又は工事注文請書の写し(第15(1)を適用する場合、信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受け、助成金の全額を充当する旨を明記しているもの。)
	住宅取得者との売買契約書の写し又は案(第15(2)又は(3)を適用する場合に限る。特約事項に信州健康ゼロエネ住宅助成金に基づく助成を受け、助成金の全額を充当する旨を明記しているもの。)
	領収書、金融機関振込依頼書その他の代金支払いを証する書類の写し(第15(1)を適用する場合に限る。)
納品書等	断熱材・開口部の施工状況がわかる書類(出荷証明書、納品書等)
	信州木材認証製品出荷証明書又は県産木材であることを確認するものとして知事が別に定めるものの写し(選択項目⑦を適用する場合に限る。)
	導入したエネルギー設備機器の納品書等の写し(選択項目⑧を適用する場合に限る。)
	伝統技能を活用状況がわかる書類(出荷証明書、納品書、注文書請書等)(選択項目⑨を適用する場合に限る。)
写真等	工事箇所ごとの工事完了後の写真(寸法等がわかるもの)
	断熱工事の施工写真(断熱材の種類及び断熱材の厚みがわかるもの)
	導入した設備機器の設置状況がわかる写真(選択項目⑧を適用する場合に限る。)
	伝統技能の活用状況がわかる写真(選択項目⑨を適用する場合に限る。)
その他	施工者(対象工事を行った者)から助成対象者あてに発行された施工証明書(納品書や写真等で施工状況等が報告できない場合)(任意様式)

(備考) 適用する基準に応じて、当該各欄に掲げる関係書類を添付すること。